

県民会議だより

ぼうつい

暴 追

No. 81

7.1.2020

暴力団三ない運動
恐れなさい
金を出さない
利用しない

プラスワン
+1

交際しない



地磁気逆転地層(チバニアン)

撮影場所：千葉県市原市田淵
写真提供：千葉県市原市教育委員会



公 益 千葉県暴力団追放県民会議
財團法人

(千葉県公安委員会指定)千葉県暴力追放運動推進センター
〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番7号 千葉県酒造会館内

ツイニゴヨー ヤクザ ゼロ

TEL 043-254-8930

フリーダイヤル 0120-089354 オーヤクザゴヨー



千葉県警察本部刑事部組織犯罪対策本部

捜査第四課長 山口 好弘

暑中お見舞い申し上げます。

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議賛助会員の皆様には、平素から暴力団追放運動をはじめ警察業務の各般にわたり深いご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの企業や事業所が甚大な被害を受けられていることに対しまして、改めて心よりお見舞い申し上げます。

さて、最近の暴力団情勢を見ますと、警察による取締りや官民一体となった暴力団排除の取組により、暴力団構成員等の数は全国・千葉県ともに緩やかながら減少傾向にあり、統計が残る昭和33年以降、最少人数を更新しております。

しかしながら、六代目山口組の分裂に伴う対立抗争が長期化する中、コロナ禍の中においてもけん銃を用いた殺人未遂事件を敢行するなど、暴力団は依然として社会にとって大きな脅威となっています。この山口組の対立は、他の暴力団組織へも大きな影響を与え、県内においても全国同様に、暴力団情勢は不安定で厳しい情勢にあることに変わりありません。

また、暴力団は、覚醒剤、賭博等の伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実態を隠蔽しながら、建設業、金融、証券市場など社会経済の変化に応じた資金獲得活動を行い、組織の維持・拡大を図るなど、県民の皆様に不安を与えております。更に暴力団は、新たに、新型コロナウイルス関連の貸付制度を悪用した詐欺事件や、企業活動を仮装した各種支援交付金申請など、多種多様な資金獲得活動を行うことが懸念されています。

このような情勢下、県警では、組織の弱体化・壊滅に向けて、事件検挙や警戒活動の強化を図っているところですが、暴力団を弱体化・壊滅するためには、警察のみで成し遂げられるものではなく、警察、県民会議、弁護士会等の関係機関、地域住民、事業者など官民一体となって暴力団排除活動に取り組む必要があります。

とりわけ、県民会議におかれましては、職域の暴力団排除活動の中核として、地域住民から寄せられる相談業務や事業者に対する暴力団排除に必要な情報提供、暴力団離脱者に対する社会復帰対策等、幅広く活動されているところであります。今後もその役割はますます重要度が増すと感じております。

警察におきましては、県民のご理解を得つつ、暴力団犯罪の取締りや暴力団排除活動を連動させ、県民会議をはじめ、関係機関及び団体の皆様と一緒に強力に推進して参りますので、それぞれのお立場から暴力団排除活動にご尽力を賜りますようお願いいたします。

結びに、皆様のますますのご健勝とご多幸を祈念いたしまして、巻頭のご挨拶とさせていただきます。



この度の新型コロナウイルス感染により災禍に遭われ、また様々な影響を被られている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

政府による緊急事態宣言は解除されましたが、第2波、第3波に備え、引き続き警戒が求められております。

千葉県暴力団追放県民会議におきましては、職員がうがい、手洗い、体調管理など基本的な感染対策を励行しており、令和2年度の講習等を推進するに当たっても「三つの密」の回避、「マスクの着用」、消毒清掃など感染拡大防止策を徹底の上、実施してまいります。

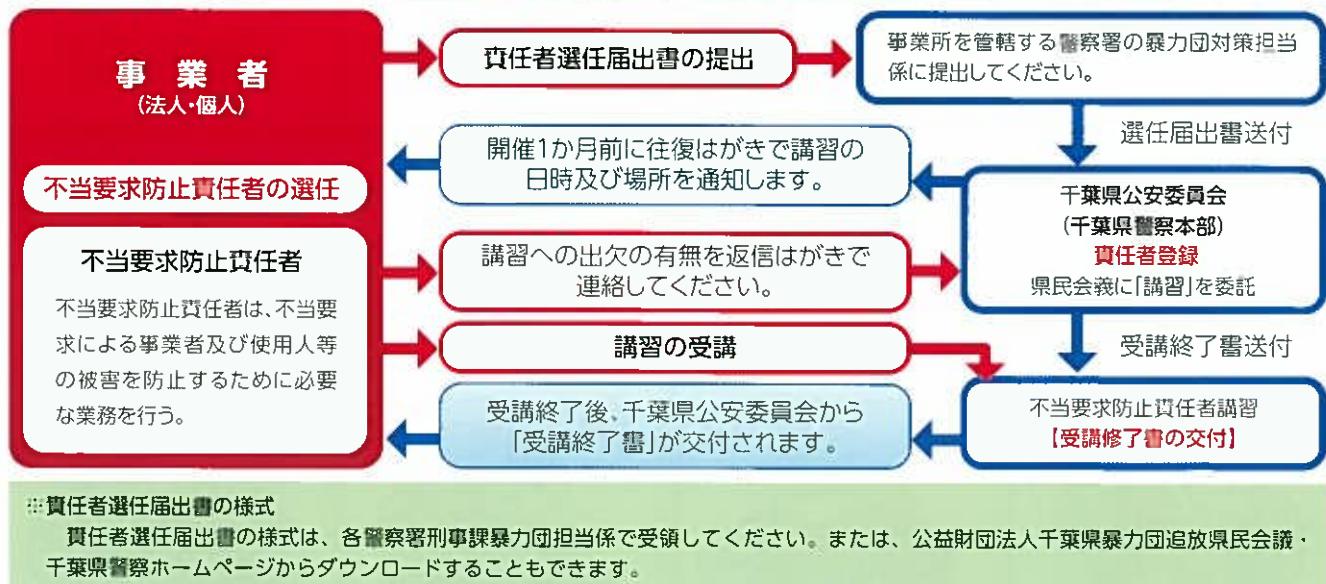
感染状況によっては、事業予定を急きよ変更するなどご迷惑、ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、責任者講習等の変更日程につきましては、千葉県暴力団追放県民会議のホームページでご確認下さい。

不当要求防止責任者講習のご案内

千葉県暴力団追放県民会議では、千葉県公安委員会から委託を受け、千葉県警察の協力を得て暴力団から不当な要求による被害を防止するための不当要求防止責任者講習を開催しています。

不当要求防止責任者の選任と講習受講までの手続き



講習内容

暴力団対策法及び千葉県暴力団排除条例の概説、暴力団情勢、暴力団等の不当要求に対する対応要領、ビデオ上映、ロールプレイング等を行います。



受講修了書



講習風景

講習は無料です。講習日程は、事前に地域別、業種別等に区分した上、日時、場所を通知します。

■講習についての問い合わせ先

千葉県警察本部刑事部組織犯罪対策本部捜査第四課対策係 ☎043-201-0110 内線 4454
公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議 ☎043-254-8930 講習担当係

暴力団対策法（第9条）で禁止されている 27の行為

暴力団対策法では、指定暴力団員が暴力団の威力を示して、以下のような行為を行うことが禁止されています。このような行為を受けた場合は勇気をもって撃退しましょう。警察に通報しましょう。

1 口止め料を要求する行為

人に対して、企業や団体の不正な経営内容や異性問題のスキャンダル等、人に知られていない事実の宣伝又は公表にかこつけて、口止め料として金品等を要求する行為



2 寄附金や賛助金等を要求する行為

人に対して、寄附金・賛助金、その他名目のいかんを問わず、みだりに金品等の贈与を要求する行為



3 下請参入等を要求する行為

建設工事等の請負業務の発(受)注者に対して、その発(受)注者が拒絶しているにもかかわらず、下請参入、資材の納入等の受入れを要求する行為



4 みかじめ料を要求する行為

縦張内で営業を営む者に対して、あいさつ料・みかじめ料等名目のいかんを問わず金品を要求する行為



5 用心棒料等を要求する行為

縦張内で営業を営む者に対して、日常業務用の物品購入、興行の入場券・パーティ券等の購入、用心棒料等を要求する行為



6 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為

金銭を目的とする消費貸借上の債務で、利息制限法に定める利息の制限額を超える利息の支払を伴うものについて、債務者に対し、履行を要求する行為



7 不当な方法で債権を取り立てる行為 (前6の2号)

人から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、債務者に対し、乱暴な言動を交えたり、迷惑を覚えさせるような方法で訪問したり、電話をかけるなどして債権を不当に取り立てる行為



8 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為 (前7号)

人に対して、金銭を目的とする消費貸借上の債務や家賃、購入した物品の代金等の全部又は一部の免除や履行の猶予をみだりに要求する行為



9 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為 (前8号)

金銭貸付業者以外の者に対して、みだりに金銭の貸付け、手形割引等を要求し、又は金銭貸付業者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、貸付け、手形割引等を要求する行為



10 不当な金融商品取引を要求する行為

証券会社及び投資顧問業、投資運用業等、金融商品取引業務を営む者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、金融商品取引を行うこと又は、証券会社に対して著しく有利な条件により有価証券の借用取引を行うことを要求する行為



11 不当な株式の買取り等を要求する行為 (前10号)

株式会社に対して、みだりに自己株式の買取り又はそのあっせんを要求したり、株式会社の取締役、執行役、監査役、株主に対しその者が拒絶しているにもかかわらず、買取り、あっせんを要求する行為



12 不當に預金・貯金の受入れを要求する行為

銀行等に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、預金・貯金の受入れを要求する行為



13 不当な地上げをする行為(前11号)

正当に使用する権利に基づいて、建物や敷地を使用している者に対し、その意思に反して、これらの明渡しを要求する行為



14 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為(前12号)

土地、建物を占拠したり、自己の氏名を表示したり(支配の誇示)して、所有権者、担保権者等が拒絶しているにもかかわらず、支配の誇示をやめることの見返りとして明渡し料等を要求する行為



15 宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為

宅建業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、宅地等の売買・交換をすること、又は売買・交換・貸借の代理・媒介を要求する行為



16 宅地業者以外の者に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為

宅建業者以外の者に対して、宅地等の売買・交換をすること、又は人に対して宅地等の貸借をすることをみだりに要求する行為



17 建設業者に対して、不当に建設工事を行うことを要求する行為

建設業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、建設工事を行うことを要求する行為



18 不當に集会施設等を利用させることを要求する行為

暴力団の示威行事の用に供されるおそれが大きい集会施設等の管理者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、その施設を利用させることを要求する行為



19 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為(前13号)

人から依頼を受け、報酬を得て、又は報酬を得る約束をして、交通事故等の示談交渉を行い、損害賠償として金品を要求する行為



20 因縁を付けての金品等を要求する行為(前14号)

人に対して、買った商品、受けたサービスの欠陥等を口実に損害賠償等の名目で、あるいは有価証券の売買で損害を被ったと因縁を付けて損失補てんを要求する行為



21 許認可等をすることを要求する行為(前15号)

行政庁に対し、許認可等の要件に該当しないのに許認可等をするように要求したり、不利益処分の要件に該当するのに不利益処分をしないよう要求する行為



22 許認可等をしないことを要求する行為(前16号)

行政庁に対し、許認可等の要件に該当するのに、許認可等をしないように要求したり、不利益処分の要件に該当しないのに不利益処分をするよう要求する行為



23 公共事務事業の入札に参加させることを要求する行為

国・地方公共団体等に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に関して、参加資格がない者や指名基準に適合しない者を入札に参加させるよう要求する行為



24 公共事務事業の入札に参加させないことを要求する行為

国・地方公共団体等に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に関して参加資格がある者や指名基準に適合する者を入札に参加させないよう要求する行為



25 人に対し、公共事務事業の入札に参加しないこと等を要求する行為

人に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に参加しないこと又は一定の価格その他の条件で入札の申込みをすることをみだりに要求する行為



26 公共事務事業の契約の相手方とすること等を要求する行為

国・地方公共団体等に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、自己や自己の関係者を国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の相手方とすること、又は特定の者を契約の相手方としないことをみだりに要求する行為



27 公共事務事業の契約の相手に対する指導等を要求する行為

国・地方公共団体等に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の相手方に、下請等の発注や資材・物品を納入させるよう指導・助言等することをみだりに要求する行為



暴力に負けぬ勇気でつくる町



捜査事件コーナー

No.48

捜査第四課

最近の暴力団情勢は、暴力団構成員数は全国・千葉県ともに緩やかながら減少傾向にあり、統計が残る昭和33年以降、最少人數を更新しております。しかし、暴力団を取り巻く環境は、「社会対暴力団」という社会全体で暴力団追放運動に取り組む構図が構築されたことにより、暴力団は金策に苦慮するなど、資金獲得活動が一層厳しさを増し、組織を維持するため、あらゆる手段を講じて違法行為を敢行し、また資金源を得ています。

今回は、本年扱った事件の一部について紹介します。

恐喝未遂・強要未遂事件で六代目山口組系幹部組合員ら6人を逮捕

六代目山口組系暴力団幹部らは、共謀の上、令和2年1月4日から同年1月6日までの間、被害者に対し電話をかけ、暴力団が関与していることを背景に、店の売り上げを渡すように要求し、被害者から現金を脅し取ろうとしたほか、同年1月10日、千葉市内のファミリーレストラン店内において、同じ被害者に対して、暴力団が後ろ盾となることを了承するように脅迫し、義務のないことを行わせた疑いで逮捕した。

暴力行為等処罰に関する法律違反で六代目山口組系幹部組員を逮捕

六代目山口組系暴力団幹部は、令和2年1月2日ころ、市原市内で飲食中の被害者に対し、被害関係者を通じて、被害者の生命、身体等に危害を加えるような気勢を示し、団体の威力を示して脅迫した疑いで逮捕した。



捜査第四課 お問い合わせ先

暴力団に関するご相談は、最寄りの警察署刑事（二）課又は
千葉県警察本部刑事部組織犯罪対策本部捜査第四課対策係まで

県警本部電話 043-201-0110(代表)

協議会・総会・研修会等の開催

◆企業対象暴力を断固拒否

千葉県暴力団追放県民会議セネコン連絡協議会

(令和2年2月5日)



◆損害保険事業から暴力団排除

令和元年度千葉県損害保険防犯対策協議会

(令和2年2月13日)



◆金融業界からの暴力団排除

千葉県銀行警察連絡協議会 第11回運営委員会

(令和2年2月19日)



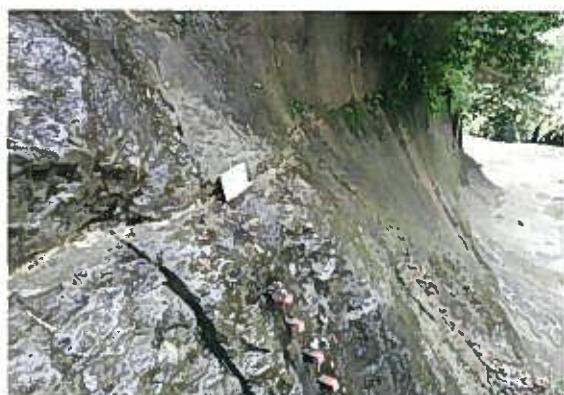
暴力団三ない運動

恐れない
金を出さない
利用しない
+1
交際しない

～表紙によせて～ GSSP・チバニアンが決定しました。



地磁気逆転地層の露頭



右上に伸びる白い筋が、地質年代境界とされた火山灰層

令和2年1月17日、韓国釜山で開催されたIUGS(国際地質科学連合)の理事会において、千葉セクション(市原市田淵の地磁気逆転地層)が、前期-中期更新世地質年代境界のGSSP(国際境界模式地)に決定されました。これにより、約77万4千年前～約12万9千年前(新生代第四紀更新世中期)の地質年代の名称が「チバニアン」と呼ばれることになりました。GSSPは世界で74箇所目となり、日本では初めての認定です。地球の歴史の1ページに日本そして千葉県の地名が刻まれる快挙です。

撮影場所：千葉県市原市田淵

写真・情報提供：千葉県市原市教育委員会

賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

千葉県暴力団追放県民会議では、企業、団体、個人などの県民総ぐるみによる暴力団追放運動を広範囲に展開していくため、ご賛同、ご支援をいただける事業所、個人等の方々を「賛助会員」として募集しています。現在、令和元年4月1日現在、27団体269企業に加入していただいており、暴力団追放の旗印のもとに活動を進めています。

賛助会員とは

(公財) 千葉県暴力団追放県民会議の事業目的に賛同し、事業の推進を援助するためにご入会された法人・団体・個人をいいます。

賛助金

賛助金は、年30,000円～

当千葉県暴力団追放県民会議は、公益財団法人ですので、税法上の優遇措置(免除)が受けられます。

賛助金の使途

ご寄附いただいた賛助金は、主として広報啓発活動、暴力団追放運動等への支援活動、相談活動等の事業に充てています。

賛助会員に入会すると

- ・会員の章の交付
- ・機関誌の送付
- ・暴力団排除に関する各種資料の送付
- ・暴力団対策ビデオ、DVDの貸出
- ・暴力団排除ステッカー、ポスター等の送付
- ・暴力追放県民大会へのご案内
- ・その他

暴力団追放県民会議会員の章

千葉県暴力団追放県民会議
千葉県警察本部

ご入会の手続き

千葉県暴力団追放県民会議事務局にお電話ください。

「入会申込書」等を送りますので、必要事項をご記入の上、郵便で事務局までお送りください。

民暴110番協定制度

(公財) 千葉県暴力団追放県民会議へ

小さな事でも迷わず、恐れず、すぐ相談!

この制度は、暴力団とのトラブルなど、たとえば、『みかじめ料を断りたい。』『貸した建物を立ち退かない。』『家賃を払ってくれない。』『被害の賠償請求をしたい。』などについて、千葉県警察・千葉県弁護士会・県民会議が連携して対処するものです。暴力団問題でお困りの方は、千葉県暴力団追放県民会議等にご相談下さい

相談は無料です

千葉県暴力団追放県民会議に対する相談は、年年増加しており、その中で多いのは暴力的 requirement の相談、金銭をめぐるトラブル、就労支援等に関する相談です。

相談方法は

直接来訪、電話・ファックス、メールなど方法は問いません。



公益財団法人 千葉県暴力団追放県民会議(千葉県暴力追放運動推進センター)

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-7 千葉県酒造会館内

TEL : 043-254-8930 FAX : 043-227-7869

ホームページ <https://boutsui-chiba.jp/> [ツイニゴヨーヤクザゼロ] 検索

メールアドレス boutsui-chiba@opal.plala.or.jp

